

(部内資料)

中学生・高校生のアルバイトをめぐる諸問題

— 各婦人少年室からの中学生・高校生のアルバイトに関する
関係機関・団体との懇談会開催状況報告から —



昭和53年 2 月

労働省婦人少年局年少労働課

ま え が き

労働省婦人少年局では、年少労働者の保護と福祉の増進を図るため、例年年少労働者保護対策を展開し、問題のみられる業種等について労働条件の向上に関する指導啓発と実情把握に努めてきた。昭和52年度は、その一環として、労働契約、労働災害等でいまだ種々の問題がみられる中学生・高校生のアルバイトを重点的にとりあげ、資料の配布、懇談会の開催等を通じ指導啓発を行ったほか、学校・アルバイト生徒及びアルバイトを雇用した事業主を対象とした実態調査を実施した。

この資料は、そのうち、各婦人少年室からの報告に基づき、関係機関・団体との懇談会で出された中学生・高校生のアルバイトをめぐる諸問題の主要なものをとりまとめたものである。

なお、巻末に、アルバイト等に関する通達を参考までに収録した。

昭和53年 2月

労働省婦人少年局年少労働課

目 次

まえがき	
I 懇談会開催状況	1
II 懇談会等で出された問題点・意見	1
1 問題点・意見の要約	2
2 具体的問題点・意見	3
(1) 就労状況	3
(2) アルバイトの動機、就労態度等	5
(3) アルバイト雇用上の問題、就労上の問題	9
(4) アルバイトによる生徒の生活態度の変化の問題（主に非 行化の問題）	18
(5) アルバイト生徒に対する教育機関（教育委員会、学校） の指導の状況、指導上の問題点	19
(6) その他	21
参 考	
中学生・高校生のアルバイトに関連した通達集	22

I 懇談会等開催状況

会議は、特に生徒のアルバイトが多いとみられる学校の夏休み前に、関係機関・団体（教育機関、青少年対策関係機関、労働基準監督機関、職業安定機関、商工会議所・中小企業団体等事業主団体、PTA等）を招いて、アルバイト生徒の保護及び指導等に関する相互の意見交換、連絡調整を図ることとしたが、地方事情により夏休み終了後あるいは冬休み前後に開催した婦人少年室もある。開催時期別内訳は夏休み前（6月下旬～7月上旬）が37婦人少年室（延38回）、夏休み終了後2婦人少年室、冬休みの前又は後が2婦人少年室、その他が1婦人少年室である。なお、開催しなかった婦人少年室では、懇談会にかえて、他関係機関主催の会合等での説明あるいは他機関へ出向き情報収集等何らかの活動を行っている。

なお、関係機関・団体との懇談会の他に、生徒のアルバイトに関し婦人少年室が行った活動には、リーフレット等の配布、新聞、テレビ、団体の機関誌による啓発活動、アルバイト生徒との座談会（2婦人少年室）、アルバイト生徒雇用主及び雇用主の妻との座談会（1婦人少年室延2回）、アルバイト生徒に対するアンケート（2婦人少年室）、教育委員会に対する指導要請文書の送付（3婦人少年室）、事業主に対する指導文書の送付（1婦人少年室）、高等学校を通じ、高校生を持つ全家庭へのリーフレットの配布（1婦人少年室）等があるが、これらを通じて把握された問題点・意見等もあわせて掲載した。

注）件数は53年1月末現在

II 懇談会で出された問題点・意見

会議の開催時期を学校の夏休み前に設定したことから、懇談内容は、夏休み中の就労が多い高校生のアルバイト問題に集中している。従って授業のある通常日におけるアルバイトの問題あるいは就労数が減少しているといわれる中学生のアルバイト問題に関する発言は比較的少なく、以下の問題点・意見をみる上で留意すべき点である。

なお、問題点等を整理する必要から、問題毎に項目を設定し、分類したが、数項目に関連した問題もある。

1 問題点・意見の要約

- アルバイトに従事する高校生は相当数にのぼるとみられ、婦人少年室からの報告に添付された数種の調査結果によってもその傾向が裏づけられている。
- アルバイトの動機は、大多数が物品購入やレジャーにあてるためであり、学費・生計費の必要からのアルバイトは、ますます影をひそめている状況にあることが多数指摘されている。
- 雇用主及びアルバイト生徒双方に、雇用上及び就労上、種々の問題がみられるが、主なものは次の点である。
 - ① 労働基準法の不履行・不徹底の問題。例えば映画出演等をのぞき就労が禁止されている小学生の就労、中学生を雇用する場合事業主に義務づけられた、監督署長への使用許可申請の不履行、就労が禁止されている深夜業に従事していた例等。
 - ② 不明確な労働契約の問題。特に親戚・知人宅等での就労では労働契約があいまいで長時間労働、深夜業等の事例がみられる等。
 - ③ 未経験・未熟練からくる労働災害の問題。例えば、高校生が無届のアルバイト中に、動力機械操作の誤りにより、上膊部切断、7指切断の事例、建設工事に従事しての死亡した事故の事例等。
- アルバイトに関連し生徒の非行化の問題が大きくとりあげられた。具体的には、成人との接触から、飲酒、喫煙をおぼえる、性的誘惑がある。商店等での就業における万引等の他、収入を得ることによる生活態度の変化、交友関係の広がり等、アルバイトに端を発する生徒の非行化を懸念する事が強い。アルバイトは社会教育の好機会とする意見もみられるが、教育効果よりも非行化によるマイナス面を述べた声が圧倒的に強くみられる。
- 多くの教育委員会（都道府県段階）では、夏期休暇中の生徒の生活指導に関する各学校長への指示の中に、アルバイトについての指導項目を設け

指導しているが、学校、教育委員会における具体的指導の状況や指導にあたっての問題点をみると次のとおりである。

- ① アルバイト就労に関する許可、届出制等の状況。中学校においては、生徒がアルバイトをする場合学校長の証明書が必要とされているが、高等学校においても、多くの学校で許可制・届出制を採用している現状が述べられ、生徒の生活指導のうえでアルバイトに何らの歯止めをかけてゆこうとする姿勢がうかがえる。
- ② 許可基準等。アルバイトの許可・不許可を決定する基準としては、風紀上の問題の有無及びアルバイト先の労働条件の二点を多くの学校があげているが、特に前者は生徒の非行防止の観点から最重点が置かれていることがうかがえる。
- ③ アルバイト中又はアルバイト後の指導。生徒のアルバイト先の事業所を教師が訪問する、アルバイト終了後生徒に感想文・報告書を提出させている等の事例がみられる。
- ④ 指導上の問題点。アルバイトに関する学校側の規制を厳しくすると、無届・無許可のいわゆるもぐりのアルバイトが出たり、あるいは実際の就労と異なる届出を出す等の問題が生じ、学校の生活指導の範囲からはずれたところで応々にして問題の発生がみられるところから、各学校とも許可及び指導の基準をどこにおくべきかまた、無届・無許可のアルバイト生徒の指導に苦慮している状況が述べられている。
- この他、子供がアルバイトをしていることすら知らない親があり、子供の行動に無関心な家庭にも問題があるとする意見がみられる。

2. 問題点・意見

(1) 就労状況

- Y工業高校でのアンケートによるとアルバイトの経験のある生徒は、51%である。アルバイトに賛成する親も47%で、賛成理由は社会のしくみがわかる、人間関係面できたえられる、等で不賛成の理由は成績の低下、収入の使途の問題等ある（山形）。
- 夏期休暇中の全日制高校生のアルバイト就労者数（県内）は、例年約1,500人（男子600人、女子900人）で、就労職種は、①店員

3.5% ②工員 2.5% ③配達 1.2% ④県市町村の補助業務 7% ⑤その他となっている。実業高校では実践教育としての立場から、学校側も許可を与え、生徒の方も専攻科目に関連のある業種を選んで就労するので、特に就労者数が多い（福井）。

○ 一般に進学率の上昇に伴いアルバイト生徒の数も減少しており、雇用主側も労基法等による制約のない大学生を雇用する傾向にある。都市ほどその傾向がみられる（北海道）。

○ 調査結果にみる高校生のアルバイト就労状況は次のとおりで、就労者の割合がかなり高い（千葉、長野）。

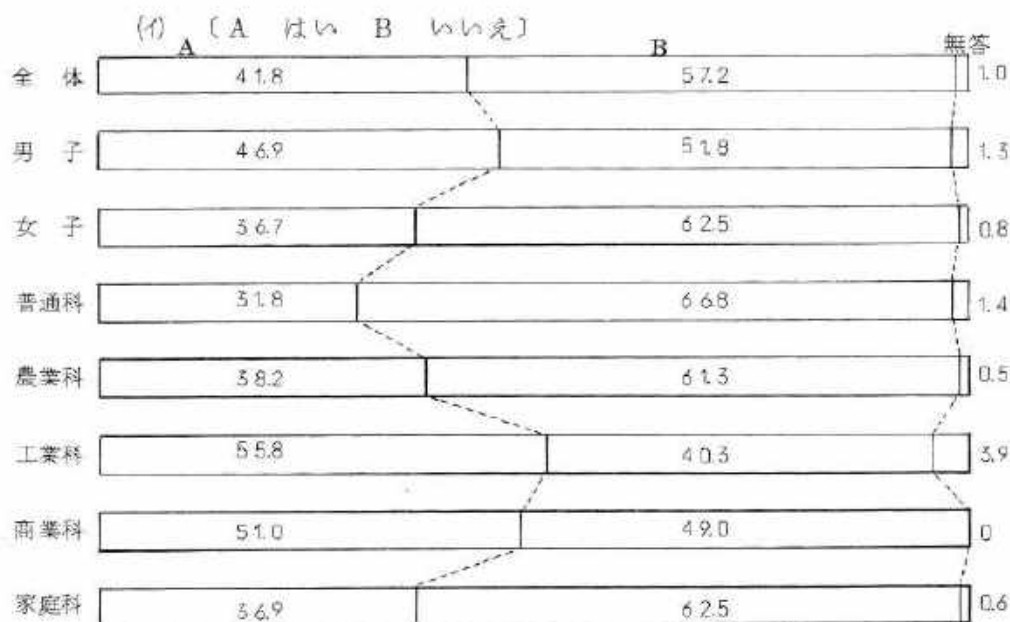
第1表 あなたは高校生になってからアルバイトをしたことがありますか

学校別	調査対象者			経験のある者			%		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
ア	228	123	351	78	35	113	34.2	28.5	32.2
イ	161	107	268	69	40	109	42.9	37.4	40.7
ウ	155	136	291	89	64	153	57.4	47.1	52.6
エ	129	126	255	43	78	121	33.3	61.9	47.5
オ	131	126	257	38	31	69	29.0	24.6	26.8
カ	87	125	212	47	93	140	54.0	74.4	66.0
キ		295	295		187	187		63.4	63.4
ク	316	47	363	95	18	113	30.1	38.3	31.1
ケ	357		357	219		219	61.3		61.3
コ	99	7	106	46	6	52	46.5	85.7	49.1
サ	138	146	284	68	64	132	49.3	43.8	46.5
シ	149	191	340	57	85	142	38.3	44.5	41.8
ス	115	117	232	80	64	144	69.6	54.7	62.1
合計	2,065	1,546	3,611	929	765	1,094	45.0	49.5	46.9

千葉県船橋市少年補導センター「アルバイト調査報告書」（昭和51年）

注) 船橋市内及び隣接の高等学校15校の第2学年生徒全員(3,611人)を対象に、昭和50年11月～51年10月までのアルバイトの状況を調査したものである。

第1図 あなたは今年、4月以降アルバイトをしましたか。(現在している場合も含む。)



長野県教育委員会「高校生の生活実態について—調査とその考察—」
(50年9～10月)

注) 県内3,199人の高校生を対象に50年4月～9月までの生活状況を調査したものである。

(2) 生徒のアルバイトの動機、就労態度等

- o 生徒のアルバイトの動機が親にも手の出ない高価な物品(ステレオ等)の購入にあり、親の立場も弱く収入の使途等を監督できない状況である(北海道)。
- o 学費を得るためにアルバイトをするという例は少なく、旅行費用、物品購入という者が多く、アルバイトを行うことにより悪い影響にそまり、飲酒、喫煙を覚え、非行・転落する者が多い(埼玉)。

- アルバイトを希望する主要理由は旅行費用、単車、衣料品等消費物資購入のためである。現代の青少年の抑制のなさと、生活の多機化に伴う生活費の増加傾向が問題である（三重）。
- 経済的事情によるアルバイトも多少残っているが、ステレオ、自転車等の購入のための者が多い（福岡他同趣旨意見多数）。
- 真面目に働こうという生徒もいるが、適当に働いて見て出来そうだったらやるが、疲れるようならやめようという安易な就労意識で来る者もかなりみられる（岩手一事業主）。
- あいまいな気持で飛びこんできて、アルバイトをする生徒が多い。（群馬一事業主）。
- アルバイトは、労働力としてみると無断欠勤する、配達を間違える等若干の問題がみられる（三重）。
- 調査結果にみるアルバイトの目的、アルバイト収入の使途は次のとおりで、経済的困きゆうによるものは少ない結果が出ている（長野、千葉、香川）。

第2図 アルバイトの目的はおもになんですか。

A小遣銭を得るため B家の経済を助けるため C人生経験を豊かにするため D衣服を買うため Eオートバイを買うため F楽器、レコード・カメラ等を買うため G旅行費用のため Hクラブの費用のため I貯金のため J学用品（書籍等）を買うため

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	無答
全体	35.2	5.0	15.1	5.5	3.0	6.7	5.9		6.2		12.1
男子	36.7	4.4	15.5		3.9	10.9	5.0		6.7		11.3
女子	33.6	5.6	14.6	8.9	2.4	6.7	2.9	5.7	4.1	13.4	

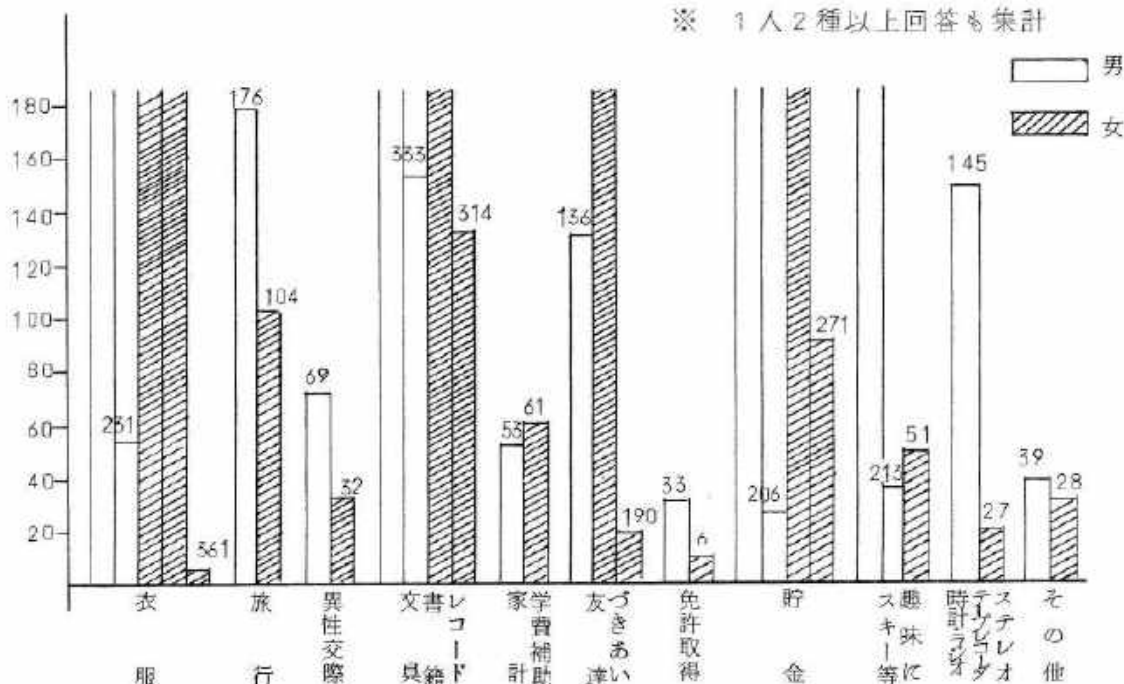
21

長野県教育委員会「高校生の生活実態について一調査とその考察一」
（昭和50年9月～10月）

注）第1表に同じ。

第3図 アルバイト料使用種別集計図表

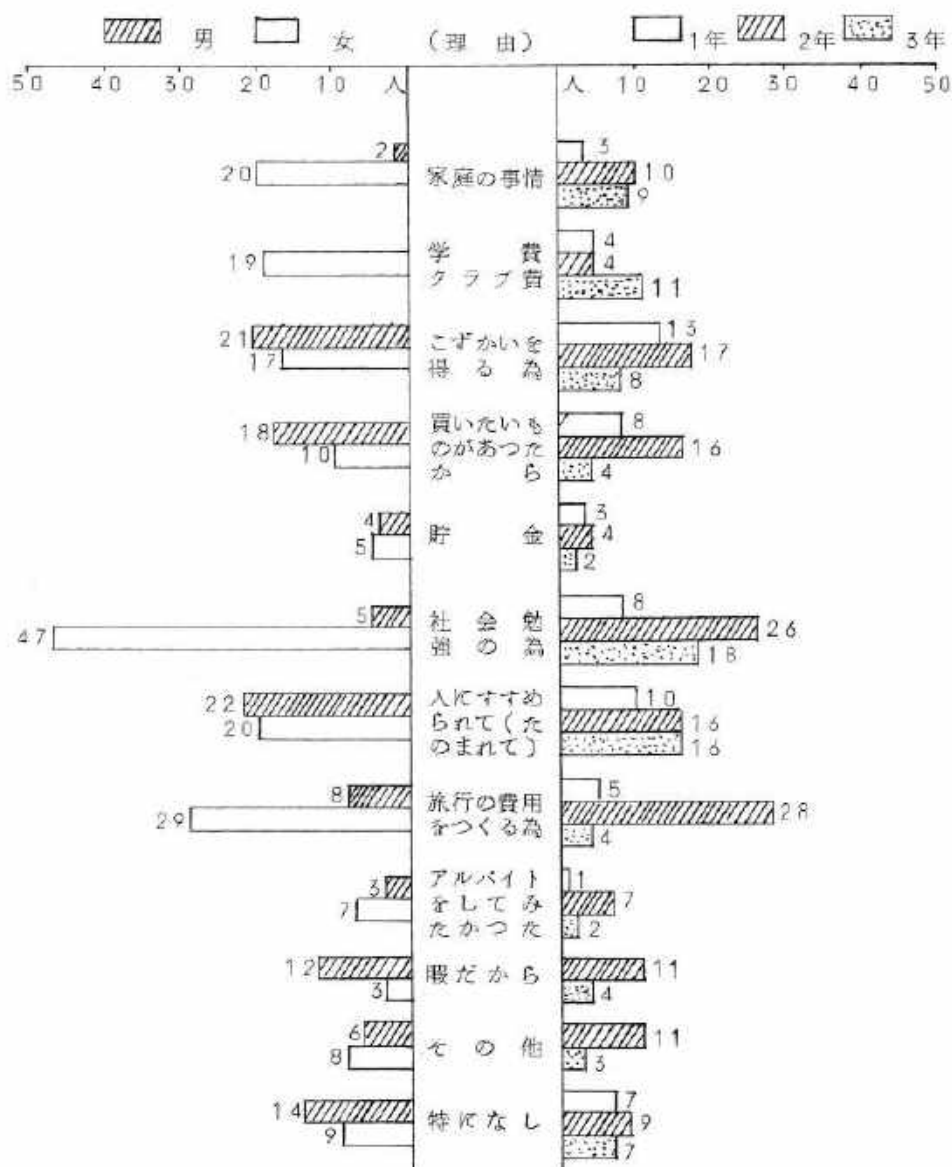
※ 1人2種以上回答も集計



千葉県船橋市少年補導センター「アルバイト調査報告書」(昭和51年)

注) 第1表に同じ。

第4図 男女別、学年別アルバイトをした理由



香川少年室「夏休み中の高校生アルバイト就労に関するアンケート」
(昭和52年10月)

注) 高松市内の6高等学校における夏休み中のアルバイトにつき事前に届出のあつた高
校生309人を対象に調査したものである。

(3) アルバイト雇用上の問題、就労上の問題

＜事業主側の受け入れ体制等＞

- アルバイトを希望する生徒に対し、必ず志願書を提出させている。その際、学生証、保護者の承認の確認をしたうえ、学校長の証明がなければ採用しない（群馬県）。
- 年一度、学校の先生に、生徒のアルバイト先の事業所を視察してもらっている。アルバイトの仕事は、みやげ物店の販売員が主で、この他男子は配達、旅館のフロント手伝・案内等で問題となる職種はない（群馬）。
- 直接、事業主から生徒あてに自宅にアルバイト勧誘のハガキが配達され、学校側で実態がつかめず指導上問題があり、学校を通すよう申し入れた（千葉一学校）。
- 年間を通してのアルバイトの場合、特に学校行事参加のための時間的配慮から、同一学校からの採用を避け、学校とアルバイトの両立が図れるよう考慮している（福井）。
- 公共職業安定所を通じて採用する方針で、アルバイトの生徒は勤労意欲、定着率とも良好で問題を生じたことはない。また、採用の時点で学校行事をチェックし仕事の配置を考えている（福井）。
- 生徒から直接電話でアルバイトの申込みがあり、手不足の店では高校生とわかっていても雇い入れているものと思われる。学校側の指導を望む（愛媛一喫茶店環境衛生組合）。
- アルバイトについては許可制を徹底し、許可のない者は事業主も採用しないことにしてはどうか（広島他）。
- 全般的に若年層の労働者が減少しており、アルバイトに限らず、若年労働者に対する適切な労務管理に欠ける面があり、今後徹底したい（埼玉）。
- 一般に進学率の上昇に伴いアルバイト生徒の数も減少しているが、事業主側も労基法等による制限の少ない大学生を雇用する傾向があり、都市ほどその傾向が強い（北海道）。
- 学校の許可する終業時間が早すぎる、スーパーマーケット等は夕方が繁忙時であり、許可時間を延長してほしい（島根）。

- 新聞販売店は大人の専従がふえアルバイトは減少傾向にあるが、業界の競争が激しく正確な配達が要求され、責任感、規律性、計画的金銭支出等を養う上でプラス面も多く、健全なアルバイトであるので学校側も前向きに考えてほしい（和歌山）。
- 経済不況により大人の専従配達員が定着し、アルバイトを必要としない傾向となった（石川）。

<労働基準法の年少労働者保護規定及び児童の就業禁止規定の不履行・不徹底の問題>

- 法令を守らない等問題を起こすのは小さな事業所であり、採用も私的縁故関係が多い。学校側の指導も必要であるが、雇用主と学校の連絡も必要である（広島）。
- 過去印刷関係の事業所で深夜業に従事している例があり、やめさせた（岩手）。
- 接客業のアルバイトをする女子も多く、高校生3名が夜9時～11時までキャバレーでアルバイトをしていた事例がある。短時間働いて収入も高いが、親もこのアルバイトを承知しているとのことで問題である（千葉）。
- 遅い時間に生徒が喫茶店のウェイターをしており、喫煙もおぼえていた。労働省の事業主への指導を望む（千葉）。
- 宿泊施設や「イ草」刈りのアルバイトで深夜作業に従事している生徒がある（高知）。
- 夏休みのアルバイトで、飲食店等深夜にわたる場合に、風紀上の問題や労基法違反の問題が多い。夏休み終了後家出する例や、労働基準法違反で7件（うち深夜業、4件）送検した（滋賀）。
- 学校が中学生のアルバイトについて証明書を発行しても事業主側の認識が低く監督署に使用許可申請していない等の問題があり、事業主に対する指導が望まれている（鹿児島）。
- 舞踊・歌謡教習を受けている児童・生徒（小学4年～中学2年生）の一部が宴席で芸や演技をして報酬を受けていることが判明し、監督署長

から厳重注意を受けた（鹿児島）。

- 小学生が新聞配達、牛乳配達等のアルバイトをやっている事例がみられる（沖縄）。
- 新聞販売店はできるだけ大人を雇う方針とのことであるが、大人の下請けに小学生を使っている事例が出ている（大分）。
- アルバイト就労業種及び就労時間帯・時間等に問題がみられる調査結果（千葉、長野、香川）。

第2表 （その1） 勤務時間は何時から何時まででしたか。

時間 場所	7時以前		7時		8時		9時		10時		11時		12時		深夜 (0時過ぎ)		不明		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
デパート スーパー	50	94	53	69	21	13	14	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	1	123	178	301
運送屋	29	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	32	0	32
スナック店 喫茶店	3	11	2	6	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	14	25	39
遊技場	28	22	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	32	22	54
食堂	18	45	6	11	8	14	10	5	10	1	0	0	1	0	0	0	1	1	54	77	131
家庭教師	1	9	4	2	1	0	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	16	13	29
セールスマン	11	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	3	17
新聞店	25	2	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	33	2	35
工場	81	53	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	87	54	141
牛乳店	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6
建設現場	22	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	1	24
郵便局	122	113	4	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	129	125	254
パークラブ キャバレー	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	1	1	3	7	1	0	11	8	19
自家営業	75	54	6	10	10	9	4	5	2	0	0	0	0	0	0	0	6	2	103	80	183
役所	16	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	19	36
その他	153	117	21	17	13	10	9	1	6	1	1	0	0	0	1	0	33	10	237	156	393
小計	638	545	86	124	66	51	44	16	33	4	3	0	4	1	4	6	51	18	929	765	1,694
合計	1,183		210		117		60		37		3		5		10		69		1,694		

千葉県船橋市少年補導センター「アルバイト調査報告書」（昭和51年）

注）第1表に同じ

第5図 1日の働く時間はどのくらいですか。

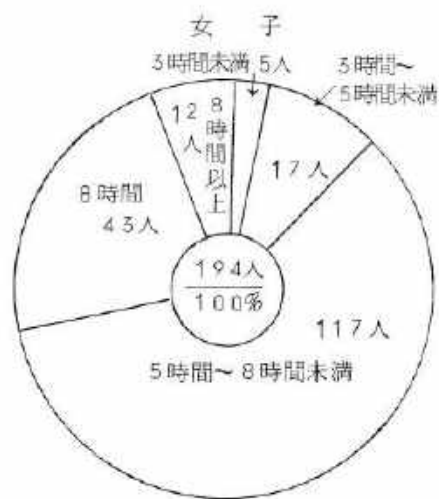
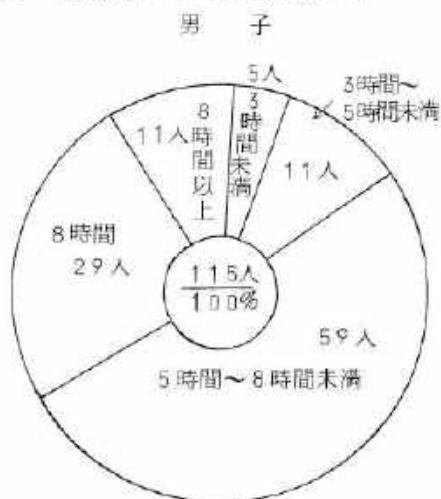
(A 1時間以内 B 1時間～2時間 C 3時間～4時間 D 5時間～8時間 E 8時間以上) (％)

	A	B	C	D	E	無答
全 体	12.7	8.9	6.3	49.5	13.3	9.5
男 子	10.8	14.2	6.1	48.6	11.1	9.2
女 子	14.5	3.6	6.5	49.9	15.5	10.0

長野県教育委員会「高校生の生活実態について一調査とその考察一」(昭和50年9～10月)

注) 第2表に同じ。

第6図 男女別1日当り労働時間



香川婦人少年室「夏休み中の高校生アルバイト就労に関するアンケート」(昭和52年10月)

注) 第4図に同じ。

第3表 (その2) 勤務時間は何時間ぐらいでしたか。

時間 場所	5時間 以下		5時間		6時間		7時間		8時間		9時間		9時間 以上		不 明		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
デパート スーパー	23	24	7	7	2	4	6	22	22	38	26	61	27	20	5	3	118	179	297
運 送 屋	0	0	0	0	3	0	5	0	8	0	8	0	2	0	1	0	27	0	27
スナック 喫 茶	1	7	4	0	4	1	0	4	2	5	0	4	2	2	2	0	15	23	38
遊 技 場	2	0	0	0	0	1	1	5	11	13	9	1	8	2	0	0	31	22	53
食 堂	5	5	3	5	3	8	9	18	6	16	6	11	12	10	1	1	45	74	113
家庭教師	8	13	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	12	15	27
セールスマン	0	1	1	0	1	0	1	0	2	1	4	0	2	0	1	0	12	2	14
新 聞 店	28	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	31	2	33
工 場	6	0	0	0	0	0	3	6	21	15	32	23	7	1	1	0	70	45	115
牛 乳 店	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	4	3	7
建設現場	1	0	0	0	2	0	2	0	11	0	6	1	0	0	1	0	23	1	24
郵 便 局	1	3	0	1	3	2	30	23	56	49	20	23	3	9	4	5	117	115	232
パークラブ キャバレー	2	0	2	3	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	3	0	8	8	16
自家営業	16	10	5	2	5	9	8	0	33	17	18	15	29	14	7	3	121	70	191
役 所	1	1	0	0	1	3	4	3	5	8	2	0	1	0	0	0	14	15	29
そ の 他	26	22	8	9	13	17	31	23	55	46	60	48	52	19	36	13	281	191	472
小 計	122	89	32	28	39	46	101	107	232	205	192	187	145	78	66	25	929	765	1,694
合 計	211		60		85		208		437		379		223		91		1,694		

千葉県船橋市少年補導センター「アルバイト調査報告書」(昭和51年)

<労働契約の問題>

- 新聞販売店によっては前借させてくれるところがあり、そのため拘束されている例がある(北海道)。
- 夏季の民宿等でのアルバイトは、食事の準備や運搬が主な仕事であるが、飲酒を教えたり、アルバイト先が親戚・知人宅である場合等は気軽さから夜遅くまで働かされる等問題がある(千葉)。
- 親戚・友人宅の手伝い等で労働者意識のないまま働き、労働災害等の

問題が起きてはじめてアルバイト中の災害という届出があったりする（富山）。

- 契約上は皿洗いとなっていたが、実際は接客に回っていた例がある（青森）。
- 新聞配達で、同部数を受け持っても賃金に差がある、そのため購読料を集金し、使い込みをした等の問題が起っている（佐賀）。
- 通常日のアルバイトには牛乳・新聞配達等があるが、事故発生の場合労災補償を上まわる補償を親が要求するとか、父母の名前で雇用登録し、実際は生徒が働くといった例がある（富山）。
- 学校の届出のあるアルバイトについては職種等安全であるが、もぐりアルバイトの中には賃金未払などの問題が見られる（富山）。
- 新聞や牛乳の配達を婦人会が請負い親の手伝いの形でアルバイトをしている生徒の雇用問題や1人で新聞配達と牛乳配達を兼務している問題等がある（鳥取）。
- 夏の海水浴客相手の民宿でのアルバイトは、時間外労働の問題や性非行とも結びつき問題である。宿泊客の食事は食堂できるように改善すべきである（鳥取）。
- 従業員のほとんどがアルバイトで登録制となっているセルフサービスの飲食店（ハンバーガー等軽食と飲物）で働いた。休日・労働時間は決まっておらず自分で決めるため、13時～23時まで働き帰宅は翌日になる。賃金は時給300円（県内の当該業種の最賃金370円）である（千葉、アルバイトをした高校生）。
- 説明と実際に働いたうえで労働条件の相違の有無についての調査結果（香川）。

第4表 男女別労働条件（約束と実際の差）

	計		男		女	
計	309人	100.0%	115人	100.0%	194人	100.0%
有	22	7.1	12	10.4	10	5.2
無	287	92.9	103	89.6	184	94.8

香川県人少年室「夏休み中の高校生アルバイト就労に関するアンケート」（52年10月）
注）第4図に同じ。

<労働災害の問題>

- 春休み中、学校に無届のアルバイトで、高校生2人が、卵のパック容器のストレッチシートの打ち抜き作業中、1人は左手上膊部から切断、1人は10指のうち7指を失う事故があった。今後、事業主側への安全教育、安全装置の徹底、完備はもちろん、学校・生徒・両親に何らかの対策が必要である（新潟）。
- 高校生が夏休み期間中東京で危険な土木関係の作業に従事し死亡事故が発生している。学校には旅行届を出してのアルバイトで、無届の場合は学校も把握できない（青森）。
- 昭和51年中に建設現場でアルバイトの高校生の死亡事故が1件、重傷が1件起きている（福岡）。
- 夏季のアルバイトは配達業務が多く、バイク使用による事故が懸念される（青森他配達途上での事故を懸念する意見が多い）。
- 田舎では新聞配達の範囲が広く住宅から住宅の距離が遠いため性犯罪に結びついて事件が起ったことがある（福岡）。
- 新聞配達を無免許の生徒にバイクでやらせていた例がある（千葉）
- アルバイトは短期間だけ、しかも早急にという場合が多いので学校長の証明もとらず安全教育もされないまま配置されるのが実情である（富山）。
- 最近のアルバイト中における災害の発生状況は下表のとおりである（富山）。

近年におけるアルバイト生徒の災害事例

富山婦人少年室把握

発生日月	年令	発生事業所 産業分類	災 害 発 生 状 況	休業日数
48 8・3	16	建設業 (大沢野)	U型コンクリートブロックを一輪車で運搬中、転石に足を滑らせ転倒し前にあったコンクリートブロックとの間に右手指をはさみ挫断創を受けた。	14
48 7・23	18	食料品製造業 (魚津)	アイスクリーム製造工場で、自動氷削機で氷を加工中に触れれ右手指3指を切断	60
48 8・6	15	機械器具製造業 (滑川)	シャーリングで鉄板切断作業中、安全カバーの裏にある穴に落ちた鉄片を拾おうとして右手を伸した時、誤って左足がベダルに触れ、押え金具に右手指をはさまれて1指を切断	14
49 3・28	17	金属製品製造業 (高岡)	プレス機の令型調整作業の補助作業中、誤ってペダルを踏んだため、上型が降下。金型の間に左人差指をはさまれ骨折	21
49 7・23	16 2名	化学工業 (高岡)	硫酸バンド製造設備の2階で休憩中、突然反応槽よりあふれ出た高熱の未反応硫酸バンド液をかぶり火傷し、逃場を失って5.7m下に飛び降り足を骨折した。	30 0
48 8・3	16	食料品製造業 (水橋)	氷削機より削り氷を引出すため機械の下部より左手を差込んだ時、回転刀に触れて引込まれ左手2指切断、前腕部を挫創	90

49 12・10	21 18 18 17	サービスマン (高山)	キャバレーのボーイとして働いていたが、仕事を終ってからビールを飲み、Aが飲酒運転で80～100Kmの速度で富山市寺町地区内の県道を通行中、道路わきのコンクリート電柱に衝突した。	3名 即死 他7
51 7・15	16	金属製品製造業 (高岡)	30センチラックプレスを使用、雨どい受けのまげ作業中、右手で下型のパイロフトピンに合わせて送給した材料を左手でそえようととして金型の間に手を入れた瞬間、ペダルを踏んだ為、上型が下降。左手第3指第2関節で切断及び第4指挫創の重傷を負った。	20
51 8・31	16	卸売・小売業 (高岡)	2センチラック1台にて、家具(リビング4点セット)納品のため、射水郡大島町神吉田兵蔵商店へ行った。荷内に入るトビラが締っていた為、車よりおり、トビラを開け終ると同時に、間違って門柱とトビラの間で左手示指・中指をはさみ、第一関節より切断重傷を負った。	30
52 3・30	13	サービスマン (井波)	軽自動車のタイヤ交換作業中、車軸にホイールの取り付けが不十分だったため、空気を入れたはずみにタイヤホイールが飛びひたいたに当たったもの。	不明 発生時(2ヶ月)の見込
52 4・18	15	卸売・小売業 (魚津)	午前6時15分ごろ滑川市上小泉の市道で新聞配達中、後から来た乗用者にはねられ入院。5月1日2時15分死亡した。	死亡

(4) アルバイトによる生徒の生活態度の変化の問題（主に非行化の問題）

- 新聞販売店等のアルバイトでは飲酒・喫煙・オートバイ運転等をおぼえ、健全育成上問題である（北海道）。
- もぐりアルバイトは喫茶店・スナック等で働く場合が多く、これらの者はアルバイト中の交友関係が続いており、生活態度もガラッと変わってきて、アルバイトが非行の糸口になることもある。また父母も子供が何をしているか知らないことも大きな問題である（福岡）。
- スーパーでの就業が非常に多く、万引き、非行化の傾向がみられる（埼玉）。
- アルバイトで簡単に収入を得るため、金銭に対する感覚が安易になりすぎる等金銭感覚がアルバイト前と違ってくる（大分）。
- アルバイトが、帰宅時店の商品を万引した例があり、本人にはもちろん厳重に注意したが、同じ学校の生徒に連帯責任をとりやめてもらったことがある（岩手）。
- 小規模の店、喫茶店、食堂、浜の売店等は非行防止からいくと問題がある。アルバイト中に非行少年との接触からの非行も多く、触法少年等問題生徒の数が例年8～9月に上昇していることから明らかである（山形）。
- 女子に対する誘惑があったり、喫煙する者が多くなったりでアルバイトは必ずしも教育的でない。夏期の臨時的に営業する売店等のアルバイトは非行面からの問題が多い（福島）。
- アルバイトは教育的な意義もあるが、成人との接触による非行等の問題が大きく頭を悩ませている（群馬）。
- 学校側、事業主側と立場により考え方も異なると思うが、アルバイトによって人間性の免疫を作っておければ良いと思う（群馬）。
- 新聞販売店でのアルバイトでは、販売店が非行生のたまり場となり、父母を呼んで指導したことがあり、生活指導上問題がみられる（和歌山）。
- アルバイトは労働意欲、生活規律等良い面のあることも認識したが、アルバイトで得た賃金を使いたくなくて万引したケース、喫茶店でのアルバイトが売春につながったケース等非行に結びついたケースが多いの

も事実で、生活指導上の問題が課題である（和歌山）。

- 最近、覚せい剤乱用者が激増し、少年の検挙者もみられる。夏期休暇中のアルバイトを契機に交友関係が広がり覚せい剤に足をふみ入れないか懸念される（青森）。

(5) アルバイト生徒に対する教育機関（教育委員会、学校）の指導状況、指導上の問題点

- アルバイト就労の多い夏休み前に、県立中・高等学校に対しアルバイトに対する指導をもちこんだ生活指導項目について指示している（富山県教育委員会他、多数）。
- 県教育委員会では県内の小・中学生のアルバイトは全面的に禁止、高校生についても原則的に禁止している。特にアルバイトを希望する生徒については、家庭と十分連絡のうえ許可している。また、許可にあたっては、事業主から、事業内容、労働条件、事故の際の責任等に誓約をとるほか、指導教師がアルバイト先を可能な限り巡回する等の指導について十分配慮するよう指示している。

許可の基準は学業に支障のある生徒、健康上不適当な者、休曜日数の半分以上を越えるアルバイト、自宅からの通勤が不可能なアルバイト、風俗営業、作業内容に危険を伴うものは許可しない方針である（三重）。

- 学校側でも、アルバイト希望者は、両親の承諾書とアルバイト就労の理由書を添えて学校長あて申請することを徹底している。許可に際しては事業主と密接に連絡をとり労働条件を厳重にチェックし終業時間は事業主の協力により5時を厳守させている。喫茶店のウェイトレス、飲食店関係のアルバイトは風紀上の問題があり非行の誘因ともなるので許可しない。また、事後指導にも力を入れており就労先を巡回している。しかし、まれには無許可でアルバイトを行う生徒もいると見られ、これらは非常に指導が困難である（三重）。
- 県立高校については、学校に届出をしてから就労するよう生徒指導関係の教師を通じ指導におり、許可、不許可の判断は各学校にまかせてある。危険な業務（特に運転を要する配達業務）、飲食店、喫茶店等につ

いては原則として禁止している。しかし、規則を厳しくすると、無届就労、県外就労となるので黙認している場合があり、生徒のアルバイト就労については苦慮しており、各地区の実情にあわせ、指導の仕方も異なるのが現状である（滋賀）。

- 県教育委員会では、中学生・高校生のアルバイトは学校の許可を受けるよう指導、許可の条件は、①生計の手助け ②収入の使途が遊びでない ③危険をともしない業務 ④勤務時間が適正 ⑤勤務先が中・高校生にふさわしいとしており、保護者の同意の上学校長が承認している。また学校によっては、単車、自動車の使用、風紀上問題ある地域でのアルバイトを禁止している。アルバイトの期間は学業にさしつかえないよう休め日数の1/2を目安に指導している。また、アルバイトを承認した者については、終了後体験報告書を出させており、学校側もある程度実情把握しているが、無届の場合ノーチェックであり、問題が起こるのは無届の場合に多い（愛媛）。
- 保護者の承諾を条件として許可している。その際飲食店の就業、夜遅い就業、成績不良の者等には、就業日数の制限をつける等の指導をしている（埼玉）。
- 3年前までアルバイトは禁止していた。しかし、内密に就労するためかえって問題が表面化せず、賃金の使途等にも学校の指導ができない等により許可制にした。就労前に諸注意事項を説明するほか、職場訪問の実施、終了後は就労感想を含めたアルバイト報告書を提出させている。一般にアルバイト生は真面目で経験して良かったという声が多い（青森）。
- 学校（高校）としては原則として禁止しているが、やむを得ないものについては、保護者同意の上制限をつけ許可している。例えば、日数は夏休み中は20日間が限度（冬・春休めは1週間）、就業時間は8:00～17:00まで、旅館、飲食業、観光地の貸テント、ボート番の仕事、県外就労、宿泊をともしなう就労は不許可にしている（群馬）。
- 学校側は生徒のアルバイトに消極的態度をとっているが、毎年相当数のアルバイト生があり、特に上級学年になるほど無許可就労が多いことに頭を悩ましている（群馬）。

- 特別な家庭事情にある者以外は原則として許可しないが、一線を引くと内密に就労にし問題が表面化せず困っている（青森）。
- 無届で友人等の紹介で、アルバイトをする際等に労災、非行、その他の問題が起こることが多い（新潟）。
- 長期休暇中以外のアルバイトは原則として認めていない。但し家庭に事情のある場合はそれ以外も認めている（青森外多数）。
- 学校への届出と違う職種についているケース（ドライブイン等）があり、学校でもマークしている（愛媛）。
- アルバイトの動機だけにこだわらず、生徒が働く意欲を持つならばアルバイトの許可条件にもっとゆとりを持たせてよいのではないかと、学校で問題のある生徒は結局アルバイトも定着できない（福井一事業主）。
- アルバイトは教育の中の労働教育の分野があると考えられるので、消極的ではあるが、休暇中に働くことは奨励している。許可した生徒については、手分けして事業場を訪問したり、巡回して監視し、危険業務の時は即刻やめさせる等の措置をとっている。事後指導も必要である（佐賀）。

(6) その他

- 子供を放任している家庭が多く、アルバイトをしていることすら知らない場合がある（埼玉）。
- 家庭の問題として子供のアルバイト先を十分調査し、事業主に依頼する等の配慮が必要ではないか（埼玉）。
- 学校がアルバイトを禁止してくれれば、家庭でも子供のアルバイトに対し厳しく監督できるということで、学校での禁止を希望している（新潟）。
- アルバイトについては、高校生についても学校に届出を義務づける法律を作る等が必要である（千葉）。
- 無届アルバイトが多くアルバイトの実態がつかめず、事故の際の処理等問題であり15才以上でも学校長の証明を必要とするよう行政指導を望む（兵庫）。

参 考

中学生・高校生のアルバイトに関連した通達集

④

労働省発第2号

昭和22年11月11日

各都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働基準法中女子、年少者に関する規定の施行に関する件

労働基準法は9月1日から、既に一部が施行されているが、女子又は年少者に関する規定の主要部分は11月1日から施行されることとなり、11月31日付を以て別紙第1「女子年少者労働基準規則」が公布された。これらの規定は、児童の健康、教育、福祉及び女性の健康に有害な労働を防止する見地から、種々の保護規定及び就業制限規定を設けたものであり、いわばこの法律における労働条件の最下限を具体的に示したものであるといえるものである。従って、その施行は、これら労働者の健康及び福祉の上のみならず、ひいては、すべての労働者の最低の労働条件を保障する上に、且つは又我が国経済再建の健全な基礎を作る上に、重大な意義をもつものであるから、広く一般国民に法の趣旨を周知徹底させると共に、特に左記事項に留意して、運用に万全を期せられ、命によって通達する。

記

法第56条関係

- (1) 就業許可申請書及び使用許可証明書は11月1日以降六ヶ月間は、あらたに就業する児童のみについて必要であること。
- (2) 就業許可申請書の記載は、原則として、児童使用者たるべき者、親権者又は後見人、学校長の順序でこれを行なうよう指導されたいこと。

- (3) 児童の就業許可にあたっては、児童の心身の状況を直接調査した上で、決定せられたいこと。なお、児童福祉法（目下国会で審議中）等の規定に違反することのないよう充分注意せられたいこと。
- (4) 学校当局と連絡を密にして、児童の教育上の要求について充分考慮を払われたい。殊に、就業した後、学校長よりの要求があった場合は、速やかに実情を調査した上で適切な措置を講ぜられたいこと。
- なお、学校当局に対しては、労働省労働基準局長、婦人少年局長、文部省学校教育局長の連名で、別紙第2のとおり、都道府県知事宛通達を發したから、参照ありたい。
- (5) 許可の可否の決定は、迅速に行われたいこと。臨時使用許可証明書発行のあと右証明書を取り消すか又は正規の使用許可証明書とするかを決定するための実情調査については、特に留意され、速やかに決定されるよう取り計われたいこと。
- (6) 正規或は臨時の使用許可証明書の許可を取消す場合、情況の判断について疑義があるときは、速やかに本省婦人少年局長及び労働基準局長にそれぞれ連絡をとる等の措置を講ぜられたいこと。
- (7) 児童の住所地を管轄する監督署と事業場を管轄する監督署と異なる場合には、許可を与えるときは勿論、許可した後において、使用を一時停止させるとき又は許可の取消を行うときにも相互に充分連絡をとるよう、指導せられたいこと。特に規則第8条の発動にあたっては、住所地を管轄する労働基準監督署長が許可の取消を行うときは、予め事業場を管轄する労働基準監督署長と連絡の上これを行い、又事業場を管轄する労働基準監督署長は、児童の就業がその健康及び福祉に有害であると認めたときは、使用者に対し児童の使用を一時停止させた上で住所地を管轄する労働基準監督署長に連絡して取消を求める等の措置を講ずること。
- (8) 証明書の用紙は配布が多少遅れる予定であるので、定められた様式第1号及び第2号によって便宜作成して交付されたいこと。

法第57条関係

- (2) 年令証明書は年少者が使用者に提出するのが本旨であるが、現在就業中

の年少者については、使用者が便宜役場について、交付を受けることを妨げる趣旨ではないこと。

- (3) 法第 57 条第 2 項による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付義務は、六ヶ月の猶予期間があるが、児童、保護の趣旨に則って、あらたに働く児童の就業許可申請書及び使用許可証明書にも学校長及び親権者又は後見人の記載を省略せぬように取り計らわれたいこと。

注) (1)は廃された

法第 63 条関係

- (1) 法第 63 条の規定の実施にあたっては、六ヶ月の猶予期間中に年少者及び女子の職場内配置転換を行うよう、使用者を指導されたいこと。

- (2) 重量物取扱い、安全及び衛生の見地からの禁止業務の範囲については、安全衛生規則等における標準によって処理せられたい。

なお、細目は追って通知する予定であること。

- (3) 酒類醸造の業務とは、アルコール飲料製造の現下にたずさわっているものをいうこと。

- (4) 「焼却の業務」とは、廃埃焼却、死体火葬等の業務であり、「清掃の業務」とは、ふん尿汲取、廃埃収集などいわゆる汚物処理の業務をいうこと。

- (5) 「特殊の遊興的接客業における業務」とは、カフェー、バー、ダンスホール及びこれに準ずる場所において客に接する業務をいうこと。

法第 67 条関係

生理休暇は母性保健の見地から特に規定された法律の趣旨を使用者はもとより労働者に充分徹底せしめられ且つ生理に有害な業務に従事する女子労働者のために使用者のとり措置及び施設の改善については、法及び規則の趣旨に副うよう指導せしめられたいこと。

注) 別紙 2 省略

(参 考)

⑤

基 発 第 355 号

昭和29年6月29日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者
労働基準規則、技能者養成規程等の施行について（抄）

第2 女子年少者労働基準規則関係

1. 第1条関係

許可の処分は、できる限り、申請にかかる児童、親権者、使用者等について、児童の就業がその健康及び福祉に有害でないかどうかについて実情を調査した上で行なうよう留意すること。

2. 第2条関係

許可の処分を行なうに当って、「当該申請にかかる児童の居住地を管轄する労働基準監督署長の意見を聴く」ことにしたのは、児童の意思に反した申請がなされ、あるいはその意思に反して就業せしめられることを防止する趣旨によるものであるから、この趣旨に従って、児童の居住地の労働基準監督署長は、調査その他適宜の措置を講じ、速やかにこれを所轄労働基準監督署長に通報すること。

各 婦 人 少 年 室 長
都道府県労働基準局長 殿
都道府県教育委員会

労働省婦人少年局長
労働省労働基準局長
文部省初等中等教育局長

新聞配達業務に従事する満15才未満の児童の就労
保護について

今日、新聞販売事業における配達業務は、その相当数が中学校生徒によって、なされていおり、また最低年令（満15才）未満の就労児童の多くが新聞配達児童であることを思えば、この労働保護はまことにゆるがせにできない問題であります。

しかるに、その労働関係には、労働基準法の規定に抵触するものが少なくなくその就労が健康、学業に悪影響を及ぼしている等これらの児童の保護はじゅうぶんとは言いがたい現状にあります。そこで所要の改善指導を加えて、実質的にこれらの満15才未満の児童の保護をはかることが必要であります。

よって貴職におかれては、左記の点に留意して、関係機関協力の下に格段の努力をされ、就労児童の保護に万全を期するようしていただきたいと思ひます。

なお、本件については日本新聞販売協会と連絡ずみであり、同協会からも所属の業者団体に対して示達し、改善措置を講ずることとなっています。

記

1. 一般的事項

(1) 労働時間

1日の労働時間は修学時間を通算して7時間を越えてはならないこと。

児童が朝刊、夕刊の両方を受け持つときは、大部分が右の制限時間を越えるものが通例であるので、その受持は、原則として、朝刊または夕刊のいずれか一方に限定すること。

(2) 深夜業

朝刊配達の場合、午前5時以前に就労させてはならないこと。

(3) 休日

原則として、1週に1回の休日を与えられなければならないこと。

(4) 災害補償

児童が業務上負傷するなどの場合、販売店主は、療養費等について補償しなければならないこと。

(5) 賃金

賃金は、明細票を付して、販売店主から直接個々の当該児童に支払われなければならないこと。

なお、賃金台帳、労働者名簿の整備が行われなければならないこと。

(6) 使用許可

児童を使用するとき、使用者は、必ず労働基準監督署長の許可を受けなければならないこと。この許可は、就労の事由が家計の補助または本人の修学に必要な費用の支弁等やむを得ないものについてのみ与えることとし、その実態については、学校長の証明に基いて判断すること。

なお、この事業においては、児童の移動が激しいので、店主が使用許可を申請するたびに年令証明書を徴することは、面倒が伴うが、当該証明書の提出がなくても、労働基準監督署長は、その申請を受理し、学校長の証明書に記載された年令に基づいて一時的に許可の取扱をするものとする。

(7) その他

購読者拡張または集金の業務は、児童に不当な精神的負担をもたらし、教育的見地からみても好ましくないので、このような業務を課してはならないこととすること。

2. 関係機関の措置

(1) 婦人少年室

婦人少年室は1の事項について、次によって、啓発指導を行うこと。

- (イ) 各種広報機関を通じて、一般広報活動を行うこと。
- (ロ) 地域社会における関係団体との懇談会を開催して、新聞配達児童の実態を説明し、関係機関の啓発ならびに指導に対する協力を求めること。
- (ハ) 新聞配達児童との座談会を持ち、その指導を行うこと。
- (ニ) 本通達によって生ずる賃金、雇用問題等については、関係機関の協力を得て指導援助を行うこと。

(2) 都道府県労働基準局

- (イ) 労働基準局は、1の事項について、次によって所要の指導を実施すること。
 - Ⅰ 本措置に関し、婦人少年室及び都道府県教育委員会と打合せを行うこと。
 - Ⅱ 新聞販売業者団体と連絡し、また、各地区の業者との間に打合せ等を持ち、その指導を行うこと。
- (ロ) 問題の事項を早急にしかも一律に是正することは困難と思われるので、婦人少年室の啓発活動と相俟って、妥当な指導と監督による実質的成果をはかること。

(3) 都道府県教育委員会

- (イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
 - Ⅰ 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
 - Ⅱ 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることの周知
 - Ⅲ 就労生徒の生活指導に関する配慮
- (ロ) 学校長が修学にさしつかえないことの証明をする場合、次に該当するものについては、その就労をさし控えるよう指導すること。
 - Ⅰ 健康状態が不良のもの
 - Ⅱ 就労によって、その学業、または健康に悪い影響をきたすおそれのあるもの
 - Ⅲ 就労の理由が家計補助または本人の修学に必要な費用を支弁する等

のやむを得ないことに基くものでないもの。

⑤

基 発 第 624 号

昭和35年7月25日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

ゴルフ場におけるキャディの監督指導について（抄）

記

1. 労働基準法第56条の使用許可について

ゴルフ場におけるキャディの業務は、特に「児童の健康及び福祉に有害」でなく、女子年少者労働者準規則第10条第3号にいう「娯楽場における業務」には該当せず、かつ、「労働が軽易」であると考えられるので、法第56条の使用許可を行なって差支えない。

2. 労働時間について

児童の労働時間は修学時間を通算して、1日について7時間、1週間について42時間を超えてはならないことになっており、土、日曜日以外の日における就業は、通常7時間を超えて労働させることとなると考えられるので、平日には、就業させないように指導されたい。

3. 重量物制限について

キャディの主たる業務であるクラブ・バックの運搬については当該クラブ・バックは法第63条第1項に基づき、女子については8キログラム、男子については10キログラムを超えてはならず、クラブ・バックを2個以上運搬する場合は、通常当該制限を超えると考えられるので、2個以上を運搬させないように指導されたい。

4. 安全の保持について

キャディの災害については、プレイヤーの打球によるものが大部分と考えられるが、狭隘なコース等であってかかる災害の発生が予想される事業場においては、適当な安全保持のための措置を講ぜしめられたい。

5. その他の労働条件について

賃金については、その計算方法及び支払方法について明確にせしめられたい。災害補償について補償を行っていない事業場もみうけられるので、労災保険に加入せしめる等その補償を確実に行なわせるように指導されたい。

6. 監督指導の進め方について

本件について監督指導を行なうに当っては、関係学校当局、婦人少年室と密接な連絡を保ち、指導を中心として措置されたいが、その際ゴルフ場における他の従業員すなわち児童以外のキャディ、クラブ・ハウスの従業員等に係る監督指導も合わせ行なうように配慮されたい。

㊦

婦 発 第 175 号
文 初 中 第 299 号
昭和 41 年 4 月 28 日

婦 人 少 年 室 長
都道府県労働基準局長 殿
都道府県教育委員会

労働省婦人少年局長
労働省労働基準局長
文部省初等中等教育局長

満 15 才未満の児童の使用許可に関する取扱いについて

標記のことについては、昭和 22 年 11 月 11 日付け発婦第 2 号労働事務次官通達及び昭和 29 年 6 月 29 日付け基発第 355 号労働省労働基準局長通達により指示されているところであるが、さきに労働省婦人少年局が実施した

「アルバイト中学生徒の労働実態調査」（別添参照）によれば、就労者のうちかなりの者が、労働基準法第56条第2項の許可なく使用されており、このことは就労禁止職業又は就労禁止業務への就労のほか、労働時間、休日における違反等を招く原因となるおそれがあると考えられる。

このような実情にかんがみ、満15才未満の児童（以下「児童」という。）の就労保護の徹底を図ることがきわめて重要であると思われるので、就労保護のための監督指導を強化するとともに、今後、使用許可に関しては、前記諸通達を示すもののほか下記のとおり取り扱うこととしたので、関係機関との連携を密にし、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、新聞配達業務に従事する児童の就労保護については、昭和31年12月21日付け婦発第265号・国初第116号により、労働省婦人少年局長・労働省労働基準局長・文部省初等中等教育局長の3者名をもって通達されているところであるが、使用許可及び学校長の修学にさしつかえない旨の証明に関する部分の取扱いについては、今後本通達によることとするので申し添える。

記

1. 使用許可の取扱いにつて

使用許可の取扱いは、次に示すところによること。

- (1) 使用許可は、労働基準法第8条第6号ないし第17号の事業に係る職業で、当該申請に係る児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものと認められる限り与えること。
- (2) 許可申請書に添附する書類は、なるべくそれぞれ2通（年令を証明する戸籍証明書を除く。）提出させ、1通は控えとして保存すること。
- (3) 不許可の決定をした場合の通知は、学校長に対しても行なうこと。

2. 修学にさしつかえない旨の証明の取扱いについて

教育委員会は、学校長に対し、女子年少者労働基準規則第1条に基づく証明について、次のとおり取り扱うよう指導すること。

- (1) 就労によって学業又は健康に悪い影響を及ぼすおそれがあると認められる者については、就労を差し控えるよう指導すること。
- (2) 証明申請書は、別紙様式により3通提出させ、1通は控えとして保存すること。

3. 使用許可手続きの周知について

女子年少者労働基準規則第1条に定める使用許可手続きの周知については、次のとおり措置すること。

- (1) 婦人少年室長は、各種広報機関を通じて一般広報活動を行なうほか、事業主その他関係諸団体との各種会合等の機会をとらえ、その周知に努めること。
- (2) 教育委員会は、中学校長に対し、児童が就労する場合には労働基準監督署長の許可が必要であることを教職員、生徒及びその親権者（後見人）に周知するよう指導すること。

なお、小学校長に対しても、満12才未満の児童は、所轄労働基準監督署長の許可を受けて映画、演劇の事業に使用される場合を除いて、その就労が禁止されていることについて周知を図るよう配慮すること。

注）別添省略

中学校長殿					昭和 年 月 日				
使用 者 職 氏 名 印									
証 明 申 請 書									
下記生徒を労働者として使用するにつき、労働基準法第56条第2項の規定により修学に差し支えないことを証明願います。									
生徒の氏名	性別	男・女	学年	年 組	生月 年日	昭和 年 月 日	生 日 生 才		
事業の名称									
事業の所在地					(電話 番)				
事業の種類及び内容									
労働者数		15歳以上		15歳未満		人			
雇用契約期間		定めない・定める		(自・昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日)					
労働時間		1週間実働時間		1日実働最長時間		(自 時 至 時)			
労働日及び休日		労働日		連日・毎週		曜日・日おき		休日 曜 日	
賃 金		月 給 時間給		円 円		給 出来高給		締切日毎月 日 支払日毎月 日	
生徒の就く業務の内容									
同意書					証明書				
本人氏名 が 事業所の名称 において、上					本校第 学年 組 生徒の氏名(生年月日)				
記条件で働くことに同意します。					が上記条件で働くことについては、修学に差し支えないことを証明します。				
昭和 年 月 日					昭和 年 月 日				
親権者(後見人)氏名 印					学校長氏名 印				
本人 氏 名 印					生徒の 月 火 水 木 金 土 計				
					修学時間				

〔記載上の注意〕

- ① 父及び母が親権者である場合は双方とも署名押印すること。
- ② 「生徒の就く業務の内容」欄は、新聞販売業については、朝・夕刊の区別も記入すること。
- ③ 学校長の証明書の「生徒の修学時間」の欄は、当該日の授業開始時刻から同日の最終授業終了時刻までの時間から休けい時間〔昼食時間を含む。〕を除いた時間を記入すること。

文 初 中 第 1 8 7 号

基 発 第 1 3 3 号

婦 発 第 6 5 号

昭和49年3月20日

日本音楽事業者協会長 殿

文部省初等中等教育局長

労働省労働基準局長

労働省婦人少年局長

未成年タレントの保護について

未成年タレントにつきましては、近時、その数は増加し、出演状況をみても相当過度にわたるものがみられ、これが学校教育等に及ぼす影響が少なくなく、社会問題としてとりあげられつつあります。

未成年タレントは、精神的にも肉体的にも未成熟であり、かつ、人間形成のうえに極めて重要な時期に職業に就いているものであることにかんがみ、これらの者がすこやかに成育するよう特別に配慮される必要があります。

つきましては、貴協会加盟の会員に対し、未成年タレントの親権者と協力のうえ、下記事項について改善するよう指導方要請します。

記

- 1 未成年タレント（養成中の者を含む。）であつて、義務教育就学年令にある者を出演（養成、練習を含む。）させる場合には、その就学を妨げてはならない。

この場合、夏休み等の長期休暇中の出演についても、休暇の趣旨をそとなわないよう配慮すること。

- 2 未成年タレントは、心身の成長過程にあることにかんがみ、過度な出演、又はその出演が深夜に及ぶ場合には、健全な成育を阻害し、心身の健康を害する恐れもあるので、スケジュール作成にあたっては、これらの弊害を排除

するとともに、健全な環境において出演させるよう十分に配慮すること。

3. 未成年タレントのうち、労働基準法第9条にいう労働者であると認められる者については、労働基準法を遵守し、適正な労働条件のもとに就業させること。

(5)

婦 発 第 4 8 1 号

基 発 第 2 5 3 号

昭和49年9月18日

文部省初等中等教育局長 殿

労働省婦人少年局長

労働省労働基準局長

生徒のアルバイト就労等について

年少者（18才に満たない者をいう。）については、心身の成長過程にあり、特に保護を必要とするという見地から、労働基準法（以下「法」という。）ではその就業について特別の規制がなされており、それに基づいて従来から種々対策を進めてきているところであります。

しかしながら、最近、中学生が土木建築業に就労して業務上負傷した事例や、修学時間さえも確保されないような就労実態、高校生が休暇期間中又は恒常的に毎土曜日に深夜に就労していた事例がみられ社会的にも問題となっております。

労働省におきましては、法の遵守、法定労働条件の確保のため今後一層使用者に対する監督指導を強化する所存であります。これが対策の万全を期すためには使用者に対する措置のみでは難しく、貴職におかれまして学校教育の場等を通じ、生徒がアルバイトとして就労する場合には生徒及びその父兄に対し、正しく法を認識させ適正な労働条件のもとで就労するよう指導いただくことが

極めて重要であると考えられます。

つきましては、貴職から都道府県教育委員会を通じ、特に下記事項について教職員、生徒及び父兄に対し周知徹底を図られるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 労働者として使用しうる年令の制限について

- (1) 15才に満たない児童は、原則として労働者として使用できないこと（法第56条第1項）。
- (2) (1)にかかわらず、非工業的業種では所轄の労働基準監督署長の許可を受けた場合には、12才以上の児童を修学時間外に使用することができる。12才に満たない児童でも映画の製作又は演劇の事業に限り同様に使用することができること（法第56条第2項）。

したがって、15才に満たない児童はいかなる場合でも製造業又は土木建築業等のいわゆる工業的業種には使用できないこと。

2. 労働時間の規制及び休日の確保について

- (1) 年少者は、原則として1日8時間、1週間について48時間を超えて使用できないこと。また時間外労働に関する協定（法第36条）があってもこれらの時間を超えて時間外労働をさせることはできないこと（法第60条第1項）。
- (2) 15才に満たない児童は、修学時間を通算して1日7時間、1週間について42時間を超えて使用できないこと（法第60条第2項）。
- (3) 年少者には、1週1日、4週4日の休日を与えねばならず、休日労働に関する協定（法第36条）があっても休日労働をさせることができないこと（法第60条第1項）。

3. 深夜業の禁止について

- (1) 年少者は、原則として午後10時から午前5時までの間においては使用できないこと（法第62条第1項）。
- (2) 15才に満たない児童は、原則として午後8時から午前5時までの間においては使用できないこと（法第62条第5項）。

4. 危険有害業務の就業制限について

(1) 年少者は、次の業務に就くことができないこと〔法第 63 条、女子年少者労働基準規則第 7 条、同第 8 条、同第 10 条〕。

イ 危険な機械や装置を扱う業務

ロ 重量物を取り扱う業務

ハ 毒劇薬（物）その他有害な物質、又は爆発性、発火性若しくは引火性の物質を取り扱う業務

ニ 著しくじんあい等を飛散し、若しくは有害ガス、有害放射線を発散する場所又は高温、高圧の場所における業務

ホ その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務

(2) 年少者は、坑内における労働が禁止されていること（法第 64 条）。

5. 児童の使用許可について

前記 1. の(2)の許可を受ける際は、学校長の証明書、親権者の同意書等が必要であること（法第 57 条第 2 項）。

これは児童の修学に差し支えないことを証明するものであり、証明にあたっては生徒の修学状況、健康状態、家庭環境等について十分な配慮が必要であること。

（注 1） 非工業的業種とは、法第 8 条第 6 号から第 17 号に規定する事業をいう。

（注 2） 工業的業種とは、法第 8 条第 1 号から第 5 号に規定する事業をいう。

年 労 発 第 39 号

昭和49年9月18日

各婦人少年室長 殿

労働省婦人少年局年少労働課長

生徒のアルバイト就労等について

最近、生徒のアルバイト就労について、種々問題が生じているが、これが対策の一環として別添写しのとおり、文部省初等中等教育局長あて、生徒及びその父兄に対する指導を依頼したので了知されるとともに、今後一層、労働基準監督機関及びその他関係機関と連絡を密にして、年少労働者保護対策の推進を図られたい。

注) 写省略

⑤

国 初 第 51 号

昭和49年11月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長

安 嶋 弥

生徒のアルバイト就労等について

このたび、労働省から標記のことに関し、別添のとおり依頼がありました。生徒のアルバイト就労等に対する指導については、かねてより御配慮を願っているところでありますが、最近、中学生、高校生が休暇期間中や深夜に土木建築業等に就労し、業務上負傷した事例等がみられ、社会的にも問題となっております。

生徒のアルバイト就労については、生徒の健康、学業への影響等に十分留意するとともに、労働基準法を正しく認識し、適正な労働条件のもとで就労するよう貴管下の関係機関に対し、一層の御指導をお願いします。

注）別添省略

